

## 上里町コミュニティバス「こむぎっち号」車内への 無料広告掲載の実施について

自主財源の確保を目的に、以下の要項のとおり、上里町コミュニティバス「こむぎっち号」車内への無料広告掲載の実施をします。

### 上里町コミュニティバス「こむぎっち号」無料広告掲載実施要項

#### 【目的】

「こむぎっち号」車内への無料広告掲載を契機に、有料広告掲載が増加し、自主財源の確保をすることを目的とする。

#### 【内容】

広告掲載の位置、広告を掲載する車両、広告掲載の内容、広告の規格、代車運行時の取扱い、広告の取り止め、広告掲載の取消し、広告主の禁止行為、広告主の責務、費用負担については、上里町コミュニティバス広告掲載実施要領に準じる。

1 施設あたり、中央ルート、支線ルート各 1 枠 1 か月とする。

#### 【対象施設】

OD 調査で、乗降が多いバス停留所周辺の次の 9 施設とする。

ユニクス、ベルク七本木店、とりせん、トライアル、カインズホーム、イオンタウン、アグリパーク上里、中央軒煎餅上里工場、上里カンターレ

#### 【無料広告掲載の申込期間】

令和 5 年 2 月 1 日（水）～令和 5 年 3 月 31 日（金）

#### 【周知方法】

各施設へ個別に案内する。

## 上里町コミュニティバス広告掲載実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、上里町有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）を準用して、上里町（以下「町」という。）が実施する上里町コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）のバス車両への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の位置)

第2条 広告掲載の位置は、コミュニティバスの車内とし町と運行事業者で協議し定めた位置とする。

### (広告を掲載する車両)

第3条 広告を掲載する車両は、常用車両とし予備車両は含まれない。

### (広告掲載の内容)

第4条 広告掲載の内容は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載を行わないものとする。

- (1) 町の品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 社会問題に関する主義主張に関するもの
- (5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) コミュニティバス運行上の支障となるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載として適当でないとするもの

2 広告掲載の内容は、掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の都合により随時変更ができるものとする。ただし、変更する前に町が内容を確認し、前項各号のいずれにも該当しない場合に限る。

### (広告の規格及び広告掲載料)

第5条 広告の規格及び広告掲載料は別表のとおりとする。

2 前項の広告掲載料については、当該バス車両を運行する運行事業者の収入とし、この収入は上里町コミュニティバス運行業務に対する費用の一部に充てるものとする。

3 広告主は町長の指定する期日までに広告掲載料を運行事業者に直接または町を經由し支払うものとし、振込みにより納付する場合の手数料は広告主の負担とする。

### (広告掲載の期間)

第6条 広告掲載の期間は、原則1か月単位とし、最長12か月とする。

2 前項の1か月とは、各月の1日から末日までをいう。

3 広告掲載の期間は、年度で完結する。

(代車運行時の取扱い)

第7条 コミュニティバスの点検、修理又は車検等により一時的に代車運行するときは、その代車に広告物を一切掲載しないものとする。

2 短期間での代車の運行期間の掲載料は還付しない。ただし、車両の修理等で1月以上を要するときは、その期間に応じて掲載料を還付するものとする。

(広告の募集方法)

第8条 広告掲載の募集は、町広報紙及び町ホームページにより公募するものとする。ただし、公募による応募者の数が募集した数に満たないときは、この限りでない。

(広告掲載の申込)

第9条 広告掲載をしようとする者は、上里町コミュニティバス広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿又は広告内容が分かる書類を添付し、掲載を希望する日の1か月前までに町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、前条の申込書の提出があった場合は、内容を審査し広告掲載の適否を決定し、上里町コミュニティバス広告掲載(決定・却下)通知書(様式第2号)により広告掲載申込者に通知するものとする。

2 町長は、広告掲載を行うに際して、必要に応じて広告の内容、デザイン、形状、材質等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(広告の取り止め)

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を中止することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を中止しようとするときは、上里町コミュニティバス広告掲載中止申出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が偽りその他の不正な手段により広告の掲載の決定を受けたとき。

(2) 広告主が第4条、第5条の規定により定められた基準に反したり、第10条第2項に規定する指示及び条件に従わなかったとき。

(3) その他広告掲載が適切でないと町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取消したときは、上里町コミュニティバス広告掲載決定取消通知書(様式第4号)により、当

該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載を決定した後において、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を還付することができるものとする。ただし、還付する広告掲載料には利子を付さない。

2 第11条及び第12条の規定により広告掲載の中止及び取り消しの場合、既に納入された広告掲載料は還付しないものとする。

(広告主の禁止行為)

第14条 広告主は、広告掲載に係る権利を第三者へ譲渡、貸与及び担保等を行ってはならない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容等が決定、又は決定に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主は、前項に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(費用負担)

第16条 広告の作成、掲載、維持管理に要する一切の費用は、広告主が負担するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

## 別表

### 上里町コミュニティバス広告の規格・掲載料

広告の種類	掲載可能な路線 (車両)	掲載位置 (枠数)	規格 (1枠当たり)	掲載料金 (1枠)	備考
ポスター	中央ルート (マイクロバス)	壁面上部 (9枠)	B4版横 (縦257mm×横364mm)	2,000円/月	2台に掲出
	北部・南部ルート (ワンボックスバス)	壁面上部 (2枠)	A3版横 (縦297mm×横420mm)	1,000円/月	2台に掲出